

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩 文**

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則（平成17年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(世帯主である職員)</p> <p>第2条 給与条例第25条第2項及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>給与条例第10条に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(世帯主である職員)</p> <p>第2条 給与条例第25条第2項及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第10条に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</u></p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。